

平成24年度 グローバル人材育成推進事業 審査要項（案）

平成24年 4月 日
グローバル人材育成推進事業プログラム委員会

「グローバル人材育成推進事業」の審査は、この審査要項に従って行う。

1. 審査の基本方針

審査は、大学からの申請に基づき、計画の発展性、継続性を重視し、グローバル人材の育成を目指し、大学教育のグローバル化を推進する取組の実施に係る構想（以下、「構想」という。）の実現性の面に加え、教育研究活動の実績も加味しつつ、構想の多様性を確保する観点から行う。

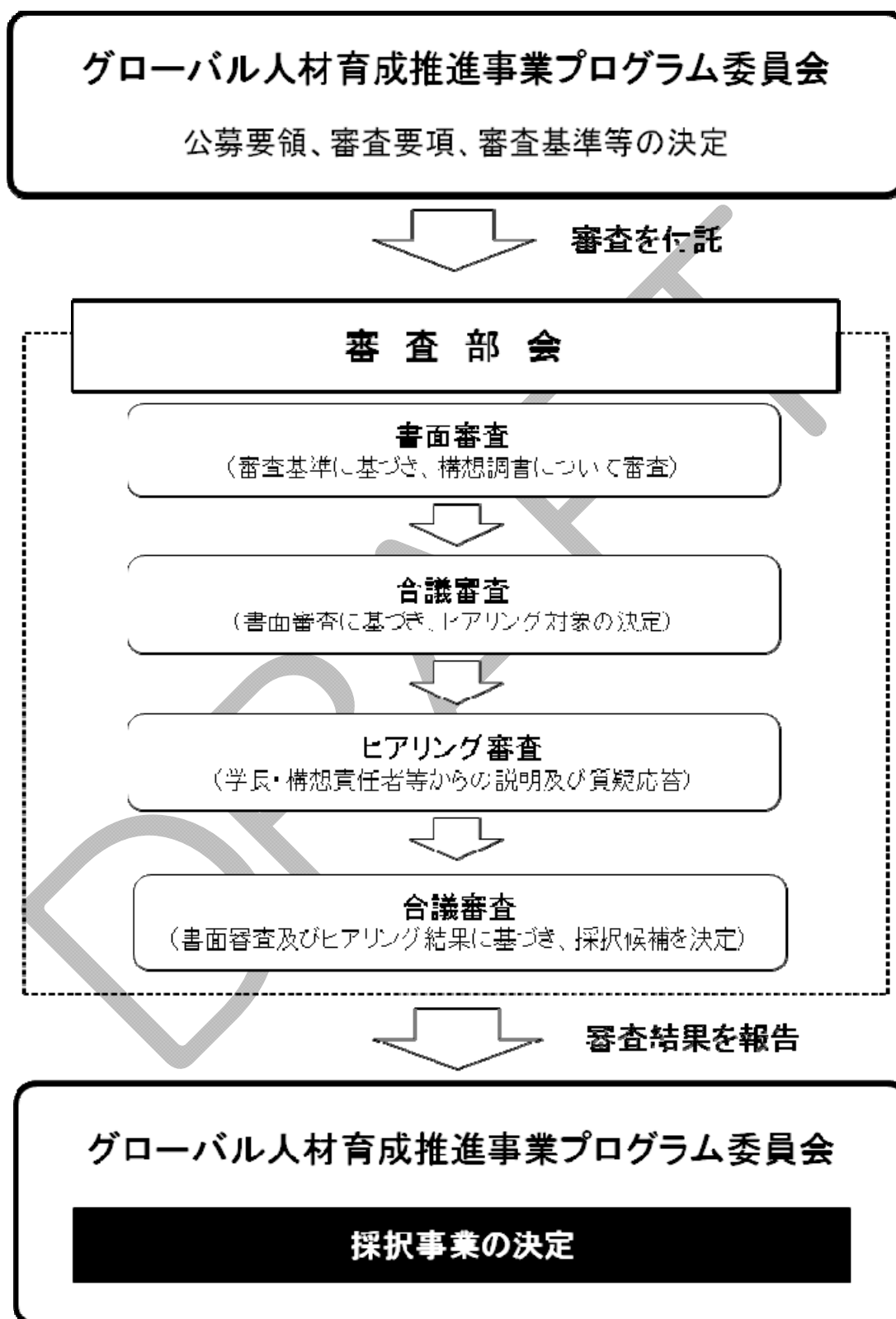
なお、選定に際しては、地域配置、国公私、学部・大学院、専門分野のバランスに配慮する。

2. 審査の方法

（1）審査方法・審査の枠組み

- ① 審査を実施するため「グローバル人材育成推進事業プログラム委員会」（以下、「委員会」という。）の下に、審査部会を設置する。
- ② 審査部会においては、「書面審査」及び「ヒアリング審査」を実施する。
- ③ 委員会は、審査部会の審査結果を踏まえ、採択する構想の決定を行う。

〈審査の手順〉



(2) 書面審査の進め方

① 書面審査

- ・ 審査部会は、大学から提出されたグローバル人材育成推進事業構想調書について、審査要項、審査基準に基づき、書面審査を行う。

② ヒアリング対象の選定

- ・ 審査部会は、申請書類の内容及び書面審査結果を基に、合議によりヒアリング対象を選定する。(ヒアリング件数は採択予定件数の1.5～2倍程度を予定しているが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性がある。)
- ・ 書面審査において下記「3. 審査に当たっての着眼点」の各項目に最も低い評価の項目がある構想については、慎重に審査を行うこととする。

(3) ヒアリング審査の進め方

① ヒアリング

- ・ 審査部会は、ヒアリング実施要領に基づき構想責任者等からヒアリングを実施する。
- ・ 審査部会委員は、ヒアリング実施要領に基づき、構想毎にヒアリング評価書に評価結果を記入する。その際、書面審査の評価結果を参考とする。

② ヒアリング審査結果

- ・ 審査部会は、ヒアリングの評価結果を踏まえ、合議による審議を経て、優先順位を付した審査結果を決定する。

(4) 採択する構想の決定

委員会は、部会からの審査結果を受け、合議により、採択する構想を決定する。

3. 審査に当たっての着眼点

本事業の選定にあたっては、下記の(1)～(7)の事項に沿って評価を行う。なお、各事項の評価にあたっては、これまでの取組実績を踏まえた実現可能性や、構想の実施にいたる手順・時期等の明確性、さらに本補助事業の支援期間終了後も継続的かつ発展的に実施されることが期待できるなど将来への発展性を考慮して、評価を行うこととする。

(1) 達成目標

- 構想の目的は、国民にとって分かりやすい具体的な目的となっているか。
- 養成しようとするグローバル人材像が明確に設定されているか。
- 卒業・修了時に学生が習得すべき具体的能力は、明確に設定されているか。
- 本構想における定量目標は、実現可能性を損なわない範囲で挑戦的な目標値が設定されているか。
- 本構想における定性目標は、その達成条件や達成時期が判断できる程度の具体的なものとなっているか。

(2) 大学のグローバル化に向けた戦略と教育課程の国際通用性の向上

- 大学の戦略的な目標等において、教育研究のグローバル化推進を明確に位置づけ、大学のグローバル化を推進しているか。
- 全学的な教学マネジメントの下、明確なシラバスの活用、ナンバリングの導入など体系的なカリキュラムの整備、GPAの導入など成績評価の厳格化、学生が履修可能な上限単位数の設定、学修時間の増加・確保による主体的な学びの確立、などの単位制度の実質化を図り、学士課程教育の質的向上に取り組んでいるか。
- 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年6月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信が行われているか。
- 大学の教育環境のグローバル化に対応するため、招聘した外国人教員や海外連携大学担当者との業務上の対応が行える職員の配置や既存の職員の能力向上を推進しているか。

(3) グローバルな通用性を涵養し意識を向上させる取組

- 大学の教育目的や特色に応じた魅力的な取組内容となっているか。
- 大学の設定した目標の達成に必要な取組内容が計画されているか。
- 取組内容が、これを含む教育課程において、体系的に位置づけられているか。
- 双方向型授業やアクティブ・ラーニングなどの課題解決型の能動的学修を推進するものとなっているか。
- 国内外でのインターンシップによる企業体験等の機会確保や、産業界からの講師等の派遣など、必要に応じて産業界との連携が十分に図られているか。

(4) 教員のグローバル教育力の向上の取組

- 国際公募による外国人教員や海外の大学での教育経験又は国内大学で外国語による教育経験を有する日本人教員の配置など教育体制のグローバル化を図っているか。
- 学内におけるグローバル教育力向上のための取組(海外大学からの講師招聘によるFDなど)を推進しているか。
- 教員の教育力を評価する取組やその結果の人事への反映など教育力向上のためのインセンティブを図っているか。
- 海外の大学における教育活動を通じたグローバル教育力向上の取組(海外協定大学での授業実施等の実践型研修など)を推進しているか。

(5) 日本人学生の留学を促進するための環境整備

- 入学時からの動機付けや留学にむけた学生の準備・計画作成支援などへ配慮されたものとなっているか。
- 単位取得を伴う海外留学プログラム等の開発を支援する体制は整備されているか。
- 諸外国の大学の留学等に関する情報や奨学金に関する一元的な情報収集・提供、獲得にむけた支援に取組むものとなっているか。
- 学生が海外留学するにあたり、修得可能な科目、帰国後の単位認定に関する基準や手続き等の情報が事前に提供され納得して参加すること(ラーニング・アグリメント)が可能となっているか。
- 帰国後の学業生活に支障のないよう、留学中から帰国後におけるサポート(健康管理や学修管理など)に配慮されているか。
- 産業界との連携等による留学中及び帰国後の就職支援に取り組んでいるか。
- 緊急時、災害時の対応のための留学中の日本人学生をサポートするリスク管理への配慮が行われているか。
- 上記のサポートを高度に実施するための履修アドバイザー、サポートスタッフ等の配置や学内外での研修など体制の強化が図られているか。
- 海外留学を促進する制度等の導入を推進しているか。

(6) 語学力を向上させるための入学時から卒業時までの一体的な取組

- 入試において高等学校段階における外国語力・留学経験等の適切な評価を行っているか。
 - a) TOEFL等のスコアの入試への活用又は既存入試の改善などにより、4技能(リスニング・スピーキング・リーディング・ライティング)を適切に評価する

ものとなっているか。

b) 入学志願者の留学経験や在外経験等を適切に評価するものとなっているか。

- 入学時プレイスメントテストによる習熟度別語学クラスの編成など、効果的な語学教育を行っているか。
- 学生の語学力向上度の測定（定期的（セメスターごと、学年ごと等）な4技能を適切に評価する語学力試験の実施等）による教育効果の分析と語学教育へのフィードバックが図られているか。
- 外国語による論文作成（アカデミック・ライティング）能力の養成のための個別指導体制の導入や教育が行われているか。
- 外国語で論理的に説明し、他者と議論できる力を養成するための少人数語学教育等が行われているか。
- 留学先の大学で専門科目レベルの履修が可能な力を養成するための留学前準備教育が行われているか

(7) 構想の実現に向けた推進体制、準備状況、資金計画の合理性

- 構想のマネジメントを統括する推進体制が学内に構築されているか。
- 構想の実施、達成状況を評価し、改善を図るための学生や外部有識者による評価に取り組んでいるか。
- 取組を通じて得られた成果について、日本語及び外国語での公表（WEBサイト等）の他、報告会、発表会等の報告の場を設けて、各大学や学生、産業界等への普及を図るものとなっているか。。
- 事業開始後の円滑な構想実施に向けた現在の準備は進んでいるか。
- 本補助事業の財政支援期間終了後も継続的かつ発展的に事業が実施されるよう、資金計画が、経費や規模の面で合理的なものとなっているか。

4. 開示・公開等

(1) 委員会等の審議内容等の取扱について

委員会の会議及び会議資料は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。

- ① 審査（人選を含む）に関する調査審議の場合
- ② その他委員長が公開することが適当でない判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う審査部会の会議及び会議資料については、審

査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

(2) 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則公開とする。

(3) 審査結果は、文部科学省へ報告するとともに、採択された構想は日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(4) 委員等の氏名について

- ① 委員会の委員の氏名は、予め公表することとする。
- ② 審査部会の委員及び専門委員の氏名については、採択後に公表することとする。

5. 委員及び専門委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除等

申請に直接関係する委員及び専門委員は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する申請の書面審査及びヒアリングを行わない。

また、委員会及び審査部会における当該申請の個別審議に加わるできない。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- 委員及び専門委員が当該大学の専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- 委員及び専門委員が当該大学の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- その他委員及び専門委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

なお、上記事例のうち、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合においては、その申し出について委員長（部会においては部会長）が利害関係者に該当するか否かを判断する。

(2) 秘密保持

- 審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- 委員として取得した情報（調書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。